

厚生年金基金令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百十七号

厚生年金基金令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百四十四条の五第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の四第六号を削る。

第四十一条の六中、「規約変更日」の下に、「の前日」を加え、「（移換加入員に係る移換相当額の合計額を除く。）の額が第四十一条の四第六号イ及びロに規定する額のいずれか高い額」を「のうち当該移換に係る分として厚生労働大臣の定める方法により算定した額が移換加入員に係る移換相当額の合計額」に、「設立事業所」を、「当該移換に係る設立事業所」に改める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百十八号

確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第八十九条第六項並びに第一百七十七条第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第二号ロ中（当該額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該残余財産の額を当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額）を削り、当該残余を終了日における加入者を「当該終了制度加入者等」に、「以下この号」を「以下このロ」に、「当該加入者」を、「当該残余の額を当該終了制度加入者等」に、「方法」を「方法」に改め、同ロに次のただし書を加える。

ただし、当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該受給権者等に対し、当該残余財産の額を当該受給権者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法

第五十七条第一項第二号に次のように加える。

八 当該確定給付企業年金の当該終了制度加入者等のうち掛金の一部を負担した者（以下この号において「掛金負担者」という。）に対し、当該掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額のうち当該負担に基づき算定される部分（以下この号において「掛金負担相当額」という。）を分配

し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額（掛金負担相当額を除く。）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、掛金負担相当額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該掛金負担者に対し、当該残余財産の額を当該掛金負担者に係る掛金負担相当額に応じて按分して得た額を分配する方法

二 受給権者等及び掛金負担者に対し、当該受給権者等及び掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者にあつては、掛金負担相当額）を分配し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等（受給権者等を除く。以下この二において同じ。）に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額（掛金負担者にあつては、掛金負担相当額を除く。）の最低積立基準額）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、当該受給権者等及び掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者にあつては、掛金負担相当額に限る。）の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該受給権者等及び掛金負担者に対し、当該残余財産の額を当該受給権者等及び掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者にあつては、掛金負担相当額）に応じて按分して得た額を分配する方法

し、その残余がある場合には、当該終了制度加入者等に、当該残余の額を当該終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額（掛金負担相当額を除く。）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、掛金負担相当額の合計額が残余財産の額を上回っている場合にあつては、当該掛金負担者に対し、当該残余財産の額を当該掛金負担者に係る掛金負担相当額に応じて按分して得た額を分配する方法

御名 御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百十九号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月十三日とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月十三日とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第一条第一号から第三号まで及び第五号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月十三日とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修